

記者発表資料

提供年月日：令和3年(2021年)3月30日

部局名：流域政策局

所属名：流域治水政策室

係名：流域治水第二係

担当者名：山田、鍛冶

内線：4290

電話：077-528-4290

E-mail：ryuiki@pref.shiga.lg.jp

「特に安全な住まい方が必要なエリア（浸水）」の公表について

滋賀県では、「滋賀県流域治水の推進に関する条例」第13条に基づき、特に浸水リスクが高い地区を浸水警戒区域に指定していますが、地域の合意形成をへた上で、「水害に強い地域づくり計画」を策定した後に指定しているため、一定時間がかかります。

そこで、関係者が自ら浸水に対する安全性を確認できるよう、「特に安全な住まい方が必要なエリア（浸水）」を公表することとしました。

1. 「特に安全な住まい方が必要なエリア（浸水）」とは

「地先の安全度マップ」の200年に一度の雨で3m以上浸水するおそれがある区域。

浸水深が3mを越えると2階床面まで水没し、人命が失われるおそれがあるため、浸水リスクに適応する取組として、安全な住まい方などにより被害を最小限に「とどめる」対策や避難計画の作成など水害に「そなえる」対策を推進することが重要な区域です。

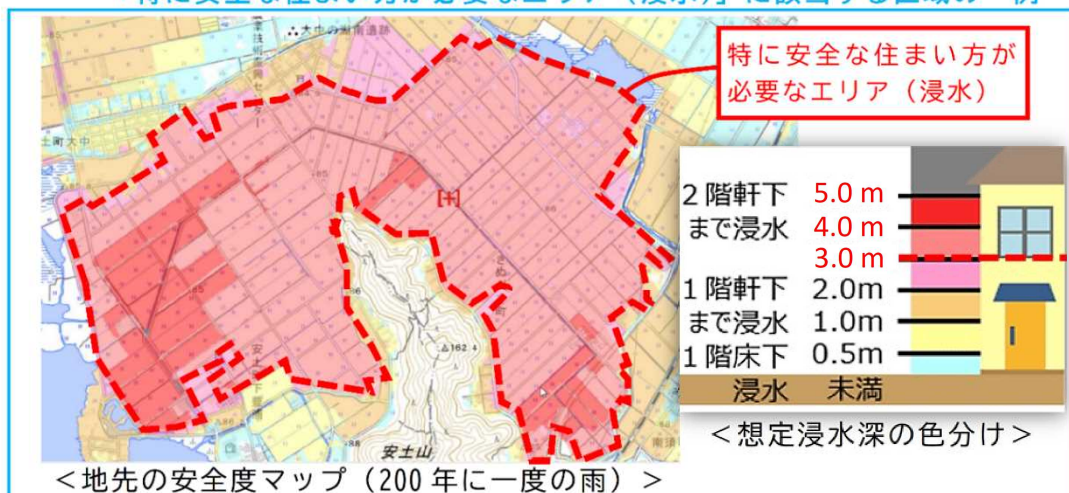
2. 公表の目的

住民・市町・不動産取引業者など関係の皆様へ、浸水リスクに対する検討や相談が必要なエリアであることを再認識していただき、どのような洪水であっても命を守るための取組を実践していただくため。

3. 公表対象地域 全県

4. 今後の予定 令和3年3月 PDFデータ（市町ごと）で滋賀県ホームページにて公表
令和3年度中 滋賀県防災情報マップにおいて「特に安全な住まい方が必要なエリア（浸水）」を表示

「特に安全な住まい方が必要なエリア（浸水）」に該当する区域の一例



安全な住まい方などにより被害を最小限に「とどめる」対策が重要！

2階に避難空間を確保

○ 2階建て家屋は避難空間を確保

× 平屋家屋は軒下まで水没

昭和34年伊勢湾台風 近江八幡市水葦町

避難計画の作成など水害に「そなえる」対策が重要！

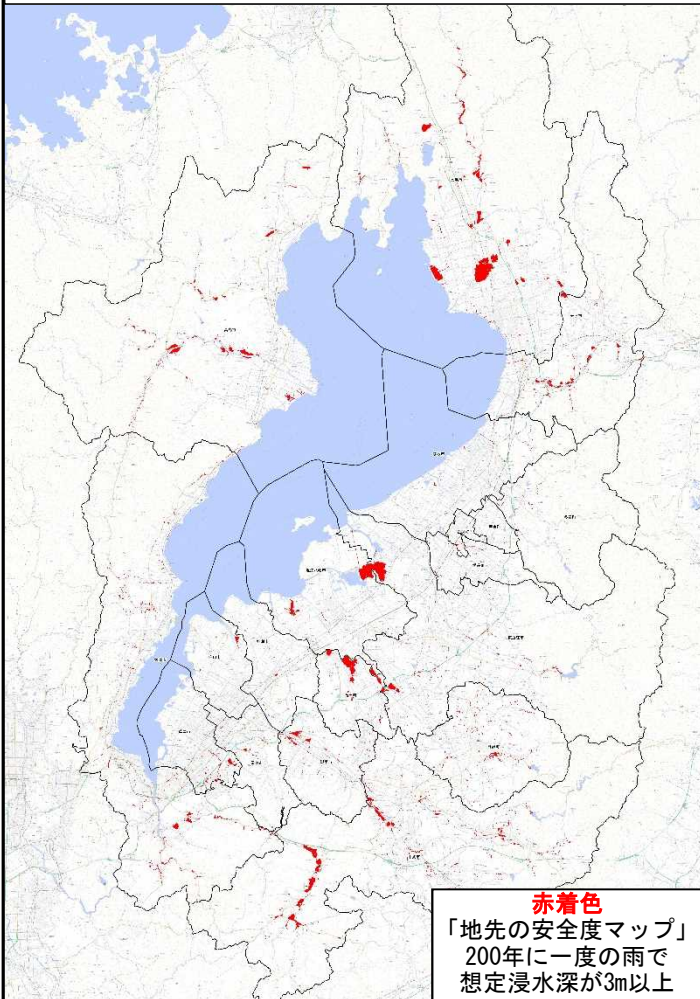
＜避難計画の事例＞

○○地区と住民の行動

自主防災組織	住民
<p>班長へ避難準備の連絡</p> <p>判断の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幹線排水路の水位が矢張り護岸天端付近まで上昇 ○ 排水路から水が溢れ始めたら ○ 避難準備・高齢者等避難開始情報の発令 <p>※その他浸水の状況に応じて判断</p> <p>浸水状況の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き浸水状況を監視 ○ 避難経路の状況確認 	<p>班長から情報を伝達</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 連絡網を使って班員に電話連絡 <p>避難準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いつでも避難を開始出来るように準備

＜避難訓練の様子＞

特に安全な住まい方が必要なエリア(浸水)



※公表中の「地先の安全度マップ」(家屋水没発生確率図)をもとに調製しています。着色の無いところも浸水リスクはありますので「地先の安全度マップ」を御覧ください。